

抽選番号は、失くさず大切に
お持ちください。

受付（抽選）番号（R7）

30㎡

15㎡

10㎡

尾張旭市ふれあい農園 募集・申込のご案内

お申し込みの前に、よくお読みください。



尾張旭市役所 都市整備部 公園農政課 農政係

尾張旭市東大道町原田2600番地1

TEL 76-8133

1 ふれあい農園とは

ふれあい農園は、市民が野菜や草花を栽培して、自然にふれあうとともに、農業に対する理解を深め、あわせて市民のレクリエーションの用に供するために、尾張旭市が開設した「市民農園」です。

2 名称・場所

名 称	位 置	区画数
城山ふれあい農園	城山町長池下36番地	136

3 区画の大きさ及び使用料

30㎡（5m×6m）	11,000円／年
15㎡（3m×5m）	5,500円／年
10㎡（2m×5m）	3,700円／年

4 募集区画数

30㎡	39区画
15㎡	1区画
10㎡	2区画

5 使用期間

許可の日（令和7年4月1日予定）から1年間

※連続して3回まで更新の許可をできることになっておりますが、1年ごとに更新手続きが必要です。

※農園工事その他休園する必要があるときは利用できません。

6 申込の資格

- (1) 市内に住所のある方（住民基本台帳等に記録されている方）
- (2) 同一世帯で申込できるのは、1名です。

（同一世帯で2名以上申込した場合は無効。また、現在、尾張旭市ふれあい農園の使用許可を受けている世帯の方は、申込できません。（ふれあい農園返還届出書を提出されている方及び今年度末に使用期間が満了になる方は除きます。））

7 申込に必要な書類

ふれあい農園使用許可申請書

8 使用許可申請（申込）の受付（申請方法は(1)か(2)のどちらか）

申請方法 (1) メール : kouennousei@city.owariasahi.lg.jp

(2) 窓口に直接：尾張旭市役所 公園農政課 農政係（南庁舎2階）

日時 令和7年2月17日（月）から令和7年2月27日（木）

閉庁日を除く 午前8時30分から午後5時15分まで

※いずれの申請方法も期限は令和7年2月27日の午後5時15分
までです。

※受付の際、受付番号（抽選番号）を発行します。
メール申請された方へは、メールで連絡します。

9 使用許可の決定方法

抽選により使用者及び区画を決定します。決定後の区画の変更はできません。
(使用したい区画の位置を指定することはできません。)

10 抽選

3月上旬 ※公開抽選は行いません

11 結果の公表

日時 令和7年3月10日（月）

ホームページ、ふれあい農園掲示板及び公園農政課窓口に掲載します。

※後日全員に結果を通知します。

メール申請された方へは、メールで結果を通知します。

12 使用料の納付

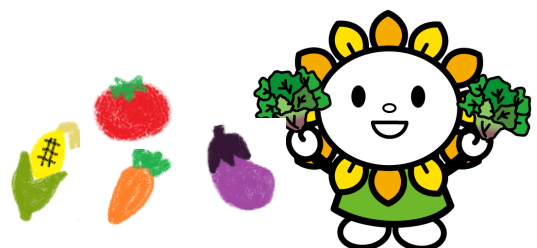
4月上旬に納付書を送付します。納付書に書かれている期限内に納付してください。

13 注意事項

- (1) 申請者本人、又は同一世帯の方で申込をしてください。
- (2) 納付された使用料は原則として還付しません。
- (3) 営利を目的として使用することはできません。
- (4) 建物及び工作物を設置することはできません。
- (5) ふれあい農園の管理に支障を及ぼす行為をしてはいけません。
- (6) ほかの利用者や周辺に迷惑となる行為はしないでください。
- (7) 園内での盗難、事故については、尾張旭市は責任を負いません。

14 その他

- (1) 畝は、境界ブロックよりも高くしてください。
- (2) 区画内の畑土が減った場合、御自身で補充してください。



～ ふれあい農園の使用に関する注意事項 ～

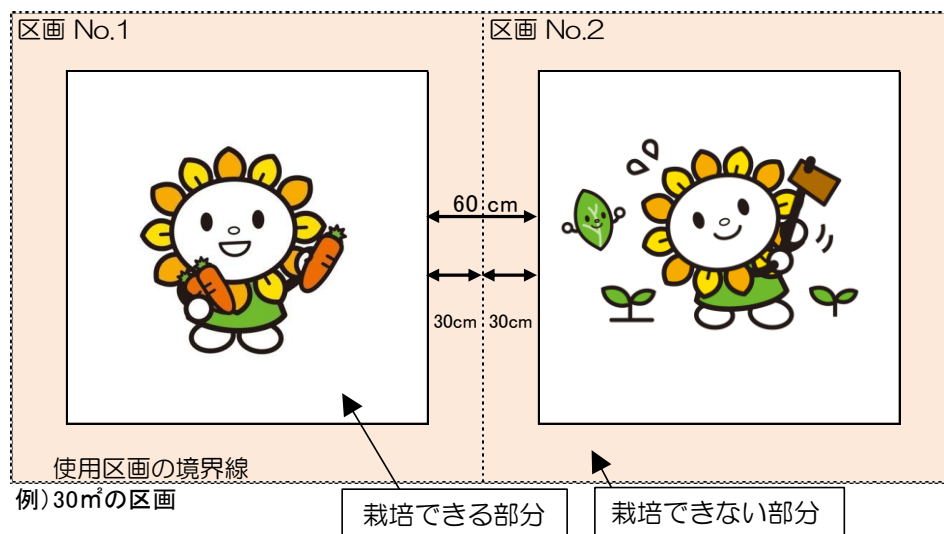
利用者の皆さまが、農作業を通じて作物を育てる楽しみや収穫の喜びを味わうため、以下のルールを守って農園を利用しましょう。

農園・駐車場の使用について

1. 農園の使用時間は、日の出から日没までです。
2. 車でお越しの場合は、必ずふれあい農園の駐車場に駐車してください。

許可を受けた区画の使用について

1. 使用区画以外で栽培をすることはできません。
2. 使用区画は、転貸・交換することはできません。
3. 使用区画内に、農具等の物を設置・放置することはできません。
4. 農具は各自が持参し、お持ち帰りください。（紛失盗難のおそれがあります。）
5. 使用区画内の雑草は使用者が除去してください。雑草の放置は他の利用者の方の迷惑となりますので、絶対にしないでください。
6. 除草剤の使用は、禁止します。
7. 使用区画の境から30cmの幅は共有部分の一部として他の利用者が通行することができます。（10㎡及び15㎡の区画については共有部分を設けませんが、隣接する区画や園路に、はみ出さないよう使用してください。）
8. 使用期間が満了する時、または期間途中でやむを得ず利用を取消す時は、使用区画の除草・清掃を行い、栽培前の状態で返却してください。
9. 今年度で契約が満了する方や、使用許可を更新されない方は、ほ場整備期間を確保するため、必ず指定された日までに野菜等を収穫してくださいますようお願いいたします。
また使用区画の周囲に防草シートがある場合は必ず撤去してください。



※使用区画以外の部分については、他の利用者も通行しますので、物などを置かないでください。

ふれあい農園内の草刈りについて

1. 市では年 2 回農園敷地内の草刈りを予定しています。（夏フェスタ、市民祭の前頃）
2. 使用区画付近の共有部分（園路・施設）の除草をお願いします。

共有部分（園路・施設）の使用について

1. 共有部分に物や残菜、刈草等を放置しないでください。
※ 共有部分に残菜や刈草等の放置がみられます。他の利用者の方の迷惑となりますので、絶対にしないでください。
※ 共有部分に設置・放置された物等について、設置者の許可なく市が撤去・処分を行うことがあります。
2. 使用区画付近の共有部分（園路・施設）の除草にご協力をお願いします。
3. 使用者が設置した防草シート等は、利用期間の終了時までには全て撤去してください。
4. 城山ふれあい農園は、野球場からボールが飛び越える場合がありますので、ご注意ください
5. 園内へのペットの立ち入りはご遠慮ください。

野菜等の栽培管理について

1. うね等は、区画境から 30cm 以上離してください。
2. 栽培する作物は野菜や花きとし、植樹等の永年性のものは栽培できません。
3. 農薬の使用は、十分に注意をして使用及び管理を徹底してください。
4. 病害虫が発生した場合は、他の区画に広がらないよう適切な処置を行ってください。
5. 収穫後に残った作物や支柱等は、利用期間の終了時までには全て撤去してください。

ゴミ・野菜くず等の処理について

1. 農園にはゴミ・野菜くずを捨てる場所はありません。必ず持ち帰るか、堆肥化するなど各自で対応してください。
2. 尾張旭市ではコンポストによる堆肥化事業も行っております。詳細は市役所環境課までお問い合わせください。（環境課：0561 - 76 - 8135）

野菜の営農指導について

1. シルバー人材センターに営農指導を委託しています。農園を巡回しますので、栽培等でわからないことがありましたら、お声掛けください。（巡回日は掲示板にてお知らせします。）
2. 市主催の「家庭菜園講座」は、3月上旬に開催予定です。積極的にご参加ください。

農園利用者のかたには、当該注意事項の遵守を申請時に誓約いただいております。